

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	行革分権課
根拠法令等	地方自治法第252条の17の2第1項
【改正の概要】	
「愛媛県権限移譲推進指針」に基づく権限移譲に関する改正	
<p>① 医療法の一部改正に伴う所要の改正</p> <p>令和5年5月19日に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第31号）が公布され、医療法が改正されたことに伴い、医療法人は開設する病院・診療所ごとに、収益及び費用等（以下「経営情報等」という。）を都道府県知事に報告しなければならないこととされた。</p> <p>医療法に基づき医療法人が知事に対して行う報告や届出等の受理について、既に愛媛県事務処理の特例に関する条例により保健所設置市（松山市）に移譲しており、今回の改正により新たに報告が必要となった経営情報等の報告の受理に関する事務等についても、効率的な事務処理及び報告者の利便性の観点から、保健所設置市に移譲するため、一部改正を行うものである。</p> <p>（移譲事務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療法人の経営情報等の報告の受理に関する事務 2 厚生労働大臣への医療法人の活動の状況等の情報提供に関する事務 3 医療法人の経営情報等の報告の受付及び当該報告に係る報告書の知事への送付に関する事務 <p>② 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正に伴う所要の改正</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正（令和5年4月1日施行）により、県が行うこととなった「農用地利用集積等促進計画」の認可・公告事務について、農地の貸借に係る手続きの迅速化に向けて、新たに市町に権限移譲するため、一部改正を行うものである。</p> <p>（移譲事務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農用地利用集積等促進計画の認可申請に関する審査事務 2 認可をした際に関係農業委員会に通知し、公告する事務 <p>③ 建築基準法の一部改正に伴う所要の改正</p> <p>令和5年6月16日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第58号）が公布され、建築基準法が改正されたことに伴い、建築副主事が創設された。</p> <p>限定特定行政庁（小規模な建築物の審査のみを行う市町）に建築基準法第97条の2第2項の建築副主事のみを置く区分が創設されたことに伴い、規定整備（文言修正）を行う必要があるため、一部改正を行うものである。</p>	
施行日	令和6年4月1日
【その他参考事項】	

